

議案第六十三号

今泉地区農業用道路舗装事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり今泉地区農業用道路舗装事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町管土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十八号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和五十年七月三日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾年七月三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

写

記

- 一 事業の名称
単県農業用道路舗装事業
- 二 施行場所
東伯郡三朝町大字今泉地内
- 三 経費の賦課基準
一〇アール当り一二、〇〇〇円
- 四 徴収の時期
昭和五十年十月一日から
昭和五十一年三月三十一日まで
- 五 徴収の方法
金銭とし。三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の
例による。